

公共空地利活用等社会実験及び情報板設計製作業務委託 公募特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、各務原市が実施する「公共空地利活用等社会実験及び情報板設計製作業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、市民公園・学びの森の賑わいを那加商店街まで波及させることを目的とした都市再生整備計画まちなかウォークブル推進事業「那加 from Park 構想」による「にぎわいと交流のあふれるまち」の実現のため、公園や道路などの公共空地の利活用や情報板での情報発信により、公園から商店街までの回遊性や、エリアの滞在快適性を高めることを目的とする。

第3条 履行場所

都市再生整備計画「那加 from Park 構想（第1回変更）令和7年4月」における滞在快適性等向上区域。

第4条 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）までとする。

第5条 提出書類

1. 契約時に次の書類を提出し、発注者の承認を得なければならない。
 - (1) 着手届
 - (2) 日程表
 - (3) その他発注者が必要と認めるもの
2. 業務完了時に次の書類等を提出し、発注者の承認を得なければならない。
 - (1) 完了届
 - (2) 成果品
 - (3) その他発注者が必要と認めるもの

第6条 業務委託料

本業務の委託料は6,611,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

第7条 契約代金の支払時期及び方法

契約代金の支払方法は業務終了後の一括払いとし、完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第8条 作業管理

受注者は保安衛生措置について関連諸法規を厳守し、公衆に損害、迷惑をおよぼさないよう十分注意し、かつ、必要な措置を講じなければならない。

第9条 秘密保持

受注者は、常に中立性を堅持するように努めなければならない。また、業務遂行上知り得た情報については、個人情報取扱特記事項を遵守し、適切に扱うこと。

第10条 疑義

本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本特記仕様書に記載なき事項及び疑義等が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。

第11条 引き渡し

成果品として指定された書類等一式を納品し、発注者の検査合格をもって業務完了とする。

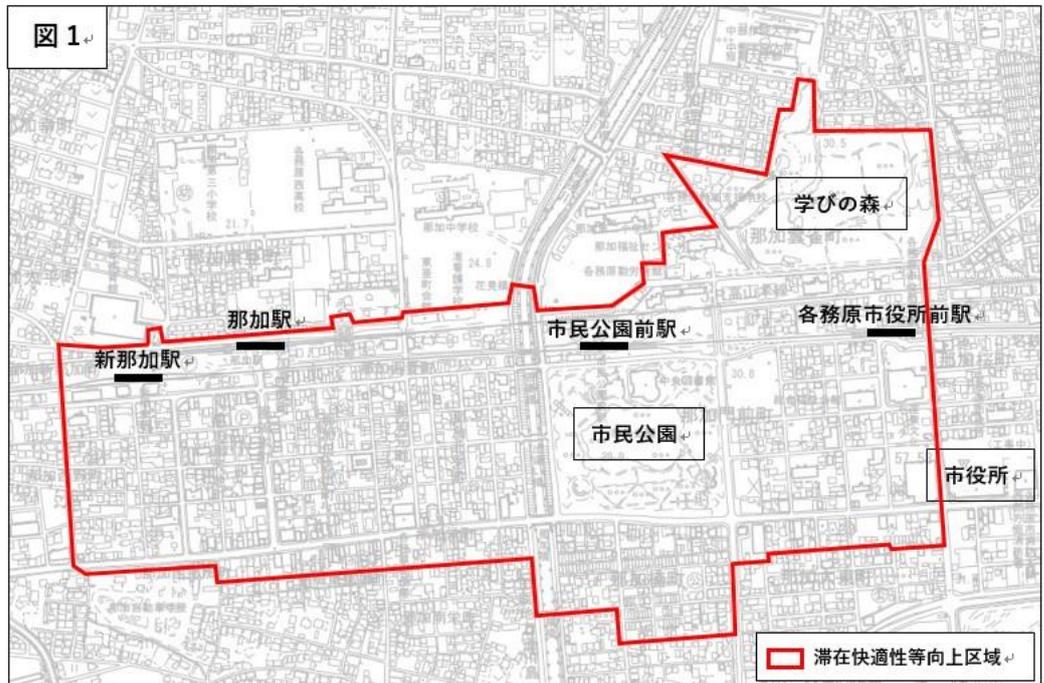
第12条 契約における暴力団等による不当介入に対する対応について

1. 受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、理事長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。
2. 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

第2章 業務内容

第13条 業務実施対象区域

本業務の実施対象となる区域は、都市再生整備計画「那加 from Park 構想」における滞在快適性等向上区域（図1 赤枠）とする。



第14条 業務内容

本業務の内容は、以下に示すとおりとする。すべての業務において、第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用においては受注者負担とする。また、各務原市が所有する財産の貸付料は無償とする。

1. 公共空地利活用等社会実験

業務実施対象区域内の道路や公園といった公共空地において、ストリートファニチャーの制作及び設置や、設置に絡めた仮設店舗の出店など、新たな活用の実証実験を行う。

ストリートファニチャー設置に当たっては、道路管理者や施設管理者等と協議した上で、安全に運用可能な形態で行うものとする。設置に必要な測量等は受注者が行うこととする。

2. レンタサイクル実証実験

業務実施対象区域内、特に学びの森・市民公園から商店街までの回遊性向上を図れるような内容とすること。受注者の業務は以下のとおりとし、利用方法、料金、自転車及びポートの仕様等のその他事項については、発注者と協議の上、決定する。

- (1) レンタサイクル実証実験の運営全般（利用者の登録、料金徴収、自転車の回収及び再配置、苦情・問い合わせ対応等）
- (2) レンタサイクル実証実験に係る施設整備及び備品の調達、維持管理
- (3) 民有地でのポート用地の確保
- (4) レンタサイクル実証実験のPR業務

- (5) 利用者に対するアンケート調査の実施
- (6) 実施期間終了後の原状回復
- (7) 実証実験結果の報告

3. 社会実験による影響調査

公共空地利活用等社会実験やレンタサイクル実証実験を実施したことによる影響調査として、周辺における滞在者数や歩行者数、回遊ルートや滞在快適性の変化について調査し、効果を検証する。道路空間を活用した場合は、周辺交通への影響も調査する。

滞在快適性については、地域住民、周辺店舗、実験参加者等へのアンケートにより把握すること。

4. 情報板の設計製作

業務実施対象区域内においてエリアの魅力を発信する可搬式の情報板を設計製作する。まちなかウォークアブル推進事業に係る情報を発信するもので、QRコード等により情報の最新化が図れるようにすること。また、効果が見込めるよう一定程度以上の大きさのものを3組以上製作すること。

第15条 事業実施期間

業務委託期間（契約締結の日から令和8年3月27日まで）のうち、公共空地利活用等社会実験、レンタサイクル実証実験を、それぞれ計1ヶ月以上実施すること。

第16条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- 1. 利用者アンケート調査票 … 1部
- 2. 情報板 … 1式
- 3. 業務報告書 … 1部
- 4. その他発注者が指示するもの